# 委員会の審査から

## 議案審査

**職員の服務の宣誓に関する条例及び議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正**＝可決

令和2年4月1日からの会計年度任用職員制度開始に伴い、服務の宣誓および公務災害補償の取り扱いを規定するもの。

**城陽市印鑑条例の一部改正**＝可決

関係法律の施行に伴い、登録資格要件の改正を行うもの。

これまで成年被後見人は登録資格がない者とされていましたが、改正後は窓口で職員が意思能力を確認することにより登録が可能となります。

**城陽市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正**＝可決

消防本部庁舎が移転し令和2年4月1日から本運用を開始するため、条例内の消防本部と消防署の位置を改めるもの。

**城陽市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の制定**＝可決

関係法律の施行に伴い、選挙長等に支給する報酬引き上げ等の改定を行うもの。

期日前投票所の投票立会人および開票・選挙立会人の報酬が1人1日当たり100円、その他は同200円引き上げられます。

また投票立会人選任の要件緩和について、市は「これまで各投票区の有権者名簿に記載されている者から選任されたが、改正後は有権者名簿に記載されている者となった」と説明しました。

（以上、総務常任委員会）

**城陽市国民健康保険条例等の一部改正**＝可決

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料に係る基礎賦課限度額および介護納付金賦課限度額を引き上げるもの。保険料の改定はなく、賦課総額の範囲内で上位所得層の負担を増やし、中間所得層の負担軽減を図るのが目的。令和2年4月1日施行。

市は「限度額引き上げに伴う影響世帯数は2年1月末時点で計151世帯。平成31年度の試算ベースで約320万円の増収となり、中間所得層は1世帯当たり医療分で年約410円、介護分で約420円の減額になる予定」と説明しました。

委員は①保険料を引き下げる手立て②子どもへの均等割の見直し―を問い、市は①医療費の抑制や保険料以外の財源確保が必要となるが、制度の中で可能な対応はしている②全国市長会等を通じ国に要望しており、今後の動きを注視したい―と答えました。

討論において反対の立場の委員は「さらに加入者の負担が大きくなる」と意見を述べました。

（福祉常任委員会）

**宇治都市計画事業久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業施行規程の廃止**＝可決

本施行規程に定める清算金の徴収および交付手続を終えたことに伴い、当該事業に係る手続きがすべて完了したため本施行規程を廃止するもの。

（建設常任委員会）

**城陽市文化パルク城陽の設置及び管理に関する条例の一部改正**＝可決

文化パルク城陽の利便性向上と利用促進を図るため、施設の用途変更と使用料改定を行うもの。

近年稼働率の低迷が続くことから、議会を初め城陽未来まちづくり会議、商工会議所青年部の意見をもとに指定管理者の余暇活動センターと協議を重ねてきましたが、今般同センターから改革方針の提出を受け、活性化の取り組みを進めることになりました。

令和3年4月1日から文化ホール基本使用料について、新たに時間貸しの施設を区分し1時間当たりの使用料を規定。また2年7月1日から駐車場使用料について、現行2時間の無料時間を1時間までに短縮、24時間最大料金の規定も設けます。

委員は、利用料改正による影響額を問いましたが、市は「約1千万円の増収を見込む。得られた財源は文化パルク城陽の活性化に活用したい」と答えました。

また他の委員が駐車料金見直しの理由を尋ねたのに対し、市は「出し入れを繰り返し無料で駐車する人を減らすため。また駐車場利用者に受益者負担として公平に負担いただくのが目的」と説明。

討論において反対の立場の委員は「駐車料金見直しで施設利用率低下がさらに加速する」と述べましたが、他の委員は「時間貸しは利用側にもメリットがある」と賛成しました。

（文教常任委員会）